

# 令和5年度川越町公用車運転管理業務委託仕様書

## (総則)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。

## (委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は次のとおりとする。ただし、法定定期点検及び自動車継続検査（車検）の事務手続きを除く。

- (1) 管理車両の運転に関する事項
- (2) 事故処理に関する事項
- (3) 管理車両の管理、整備に関する事項
- (4) 前各号に附帯する業務
- (5) その他、川越町（以下「甲」という。）の業務に係る補佐的業務

## (管理車両等)

第3条 管理車両は、別表1のとおりとする。ただし、甲は甲の都合により、管理車両の入替を行う場合がある。

- 2 甲は、管理車両の入替を行ったときは、これを遅滞なく乙に通知するものとする。
- 3 乙は、管理車両について常に点検整備を行うとともに、始業点検及び運行後整備（洗車・ワックスがけ・清掃等）を励行し、これを良好な状態に保持するものとする。
- 4 管理車両及びこれらに附帯する物品類を乙が損傷したときは、乙において修理しなければならない。

## (業務時間等)

第4条 運転管理業務は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で、行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）を除く概ね100日間とし、甲の指示によるものとする。なお、業務従事日及び運行日については、前月に月間の計画を示す。

- 2 運転業務員の業務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとするが、業務の都合上、短縮又は延長する場合があります。
- 3 運転業務員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とし、これにより難しい場合は振替える。
- 4 前3項の規定に関わらず、甲の業務上の必要性から、甲が時間外又は休日における業務を要請したときは、乙はこれに応ずるものとする。
- 5 運転業務員が前項による業務を行った場合の時間外業務料金は、次の区分により別途定めた単価で支払う。

平日：1時間当り単価

休日：1時間当り単価

## (甲が加入している保険)

第5条 甲が加入している保険の内容は、別表2のとおりとする。

## (事故等の報告)

第6条 乙は、業務の実施に伴い事故等が生じたときは、直ちに道路交通法第72条に定める処置等を行うと共に速やかに甲に報告し、適正な事故処理を行うものとする。



30分未満は切り捨て)して、月額請負料金と同時に請求・支払うものとする。

**(備品等の貸付使用)**

**第14条** 当該業務を実務するにあたり、貸付ける物品等は以下のとおりとし、委託業務以外での使用を禁止する。

- (1) 机 1台
- (2) 椅子 1脚
- (3) その他町長が必要と認めたもの

**(特記事項)**

**第15条** 業務遂行に当り、本仕様書に定めのない事項の整理が必要となった場合、もしくは、緊急の事態が発生した場合には、その都度双方誠意をもって協議し、合意に基づき条項を定める。

その他

1. 時間外業務料金は、次の計算式で算出する。

時間外業務料金算出式(1円未満切捨て)

$$\begin{aligned} \text{平日：} & \quad 1 \text{時間当り単価} = \text{請負金額} \div \text{年間総所定労働時間} \times 1.25 \\ \text{休日：} & \quad 1 \text{時間当り単価} = \text{請負金額} \div \text{年間総所定労働時間} \times 1.35 \end{aligned}$$

※令和5年度年間総所定労働時間は、775時間とする。

2. 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

川越町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年要綱第4号)第3条又は第4条の規定により、川越町建設工事等指名競争入札参加者指名停止基準要綱(平成18年要綱第21号)に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、川越町建設工事等指名競争入札参加者指名停止基準要綱に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

3. 令和3年度の勤務実績

- ・ 1日勤務 31日間
- ・ 短時間勤務(※) 203時間 ※午前又は午後の半日勤務
- ・ 平日時間外勤務 9時間
- ・ 休日時間外勤務 24時間